

全 員 協 議 会 記 録

令 和 5 年 6 月 2 7 日 ①

【開催日】 令和5年6月27日（火）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前9時34分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	伊場勇	議員	大井淳一郎
議員	岡山明	議員	奥良秀
議員	笹木慶之	議員	白井健一郎
議員	恒松恵子	議員	中岡英二
議員	中島好人	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	古豊和恵
議員	前田浩司	議員	宮本政志
議員	森山喜久	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸		

【欠席議員】

議員	松尾数則	議員	吉永美子
----	------	----	------

【事務局出席者】

局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
議事係主任	岡田靖仁	庶務調査係書記	若野みちる

【付議事項】

議運決定事項について

午前9時30分 開会

高松秀樹議長 おはようございます。全員協議会を始めます。本日の付議事項は議運決定事項についてであります。議会運営委員長の報告を求めます。委員長。

(大井淳一郎議会運営委員長 登壇)

大井淳一郎議会運営委員長　ただいまより、第49回から51回の議運決定事項について御報告いたします。まず、委員会提出議案の提出についてです。「山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整備に関する条例の制定について」を6月27日に上程し、即決することといたしました。なお、その内容は資料1のとおりとなっております。2点目、議事日程の変更について。1の決定及び矢田松夫議員に対する政治倫理審査会の審査終了に伴い、次のとおり変更いたしましたので御覧ください。下線を引いているところが変更部分でございます。3点目、閉会中の調査事項についてですが、次のとおりといたしました。4点目、9月定例会日程案についてですが、資料2のとおりといたしましたので御覧いただければと思います。5点目、一般質問の際に使用する資料についてです。そもそも一般質問は、言論により行うことが原則であること、また、やむを得ず資料を用いる際には、その量を最小限にとどめ、かつ、その内容を丁寧に説明した上で十分に活用するべきであることを確認いたしました。6点目、本会議、委員会等休憩中における傍聴人の発言等についてです。休憩中において、傍聴規則及び委員会傍聴規程に規定している「(違反に対する措置)」の規定は、傍聴人には及ばないことを確認いたしました。7点目、令和5年4月12、13日開催の意見交換会で聴取したモニター意見についてですが、モニターへの聞き取りが十分でなく、その趣意が不明であるため、広聴特別委員会に対して再度の聞き取りを依頼することといたしました。以上で議運決定事項についての報告を終わります。

(大井淳一郎議会運営委員長　降壇)

高松秀樹議長　ただいまの報告に対しまして質疑はございますか。

中島好人議員　6番、休憩中の発言は、傍聴人には及ばないという報告でしたけども、私は内容によるのではないかと思います。休憩であったとしても、例えば、議事進行に関わるようなことを傍聴席で発言とか、賛否に

関わるような発言については、違反ではなくても、注意など、その辺については、議運の中でどのように審議されたのかお尋ねしたいと思います。

大井淳一郎議会運営委員長 程度問題のことについては、少し議論がありました。ただ傍聴規程ではなくて、極端な、有形力の行使とか器物の損壊とかにわたる行為は、庁舎管理規則等で対応するというごさいます。したがって、傍聴人が休憩中の場合に発言したことに対して、議長ないし委員長、会を主宰する者から発言を制止することはできないことを確認したところごさいます。以上ごさいます。

白井健一郎議員 5の一般質問に使う資料について、ここには「やむを得ず資料を用いる場合には」と書いてあります。今まで、私は資料を出したほうがいいと思っていたんですよ。そのほうが分かりやすいから。でも、そういうわけではなくて、資料はないならないで構わないというか、むしろそのほうが好ましいということですか。

大井淳一郎議会運営委員長 失礼しました。議会は言論の府であることからすれば、資料を用いなくてよいのであれば用いなくてよいということごさいます。以上です。

高松秀樹議長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で、全員協議会を終わります。

午前9時34分 散会
